

東海市告示第102号

東海市中小企業高度先端産業立地補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

東海市長 花 田 勝 重

東海市中小企業高度先端産業立地補助金交付要綱の一部を改正する要綱

東海市中小企業高度先端産業立地補助金交付要綱（平成30年東海市告示第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「除く」の次に「。以下「企業」という」を加え、同条中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) みなし大企業 中小企業者であつて、次のいずれかに該当する企業をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでのいずれかに該当する者が所有している者

オ アからウまでのいずれかに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

第4条第1号中「中小企業者」の次に「及びみなし大企業」を加え、「新たに雇用する」を削り、「である」を「増加する」に改め、同条第2号中「過去」を「みなし大企業にあつては、過去」に改め、同条第3号中「。以下「条例」という」を削り、同条

第5号中「(平成3年法律第77号。)」を「(平成3年法律第77号)」に改める。

第5条第1項中「10パーセント」の次に「(みなし大企業にあつては、8パーセント)」を、「5パーセント」の次に「(みなし大企業にあつては、4パーセント)」を加える。

第8条第1項第4号イ及び第9条第1項第3号中「第4条各号」を「第4条」に改める。

第15条第1項第2号中「第4条各号の要件」を「第4条に規定する補助対象事業者の認定要件」に改め、同条第2項中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の東海市中小企業高度先端産業立地補助金交付要綱第15条第2項の規定は、令和3年4月1日以後に受けた返還請求について適用し、同日前に受けた返還請求については、なお従前の例による。
- 3 改正後の東海市中小企業高度先端産業立地補助金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第6条第1項の申請書の提出をした者について適用する。
- 4 この要綱の施行の日から令和7年5月31日までの間に工場の新設又は増設の工事に着手する場合における改正後の東海市中小企業高度先端産業立地補助金交付要綱第6条第1項の規定の適用については、同項中「工場の新設又は増設の工事に着手する日の30日前」とあるのは、「令和7年4月30日」とする。